

**瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
に対するパブリックコメントの実施結果について**

- 1 意見募集期間 令和5年4月3日（月）～令和5年4月28日（金）
- 2 意見提出人数 5人
- 3 意見件数 16件
- 4 意見への対応
 - A 意見を踏まえて、案の修正をするもの 1件
 - B 意見の主旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの 2件
 - C 今後の事業実施の参考とするもの 5件
 - D その他（A～C以外のもの） 8件
- 5 意見の概要及び市の考え方

番号	該当箇所	意見の概要	市の考え方	対応
1	要綱第1条	<p>「性的マイノリティ」という言葉からは、「性的マジョリティ」という意識の存在を感じます。また、多くの方々は「性的マジョリティ（シスジェンダー・ヘテロセクシュアル）」が社会の当たり前と考えているのではないかと考えています。この「性的マイノリティ」という言葉を行政が使うことで、「性的マジョリティの方々」に「性的マイノリティの方々」は、社会の当たり前の存在ではないというメッセージを送ることになりかねないのではないかと心配しています。</p> <p>この趣旨の条文から「性的マイノリティに係る」の部分を削除しても、この宣誓制度の趣旨は十分伝わると思います。</p>	<p>この制度は、現在の婚姻制度を利用できないことや、周囲からの理解が得られず生きづらさを感じている性的マイノリティの方々に寄り添うことを目的に導入するものです。要綱中に「性的マイノリティ」という言葉を用いることで、その趣旨が明確になると考えます。</p>	D
2	要綱第2条	<p>「性的マイノリティ」の定義を示すことは必要かとは思いますが、ここで示すことが適切かどうか迷います。</p> <p>この制度の場合、「パートナーシップ」や「ファミリーシップ」の定義を示すことの方を優先した方がいいように思いました。</p>	<p>本制度を適切に運用していく上で、対象者を明確に定義する必要があると考えます。</p>	D

3	要綱 第2条 第1号	性的マイノリティの説明は包括的でとても良いものだと感じました。「性的指向：異性のみでない者並びに性及び性的指向を認識していない者をいう」という説明は、ゲイ、レズビアンのみならず、バイセクシュアル、アセクシュアルなども含もうとする内容であるためです。	ご意見のとおり、全ての性の在り方を包括するため、第2条のような表現とさせていただいております。	D
4	要綱 第2条 第3号	親と同居のケースなどあると思いますが、ファミリーシップは子どもだけで親は対象にならないのでしょうか。	まずは子どもを対象とするファミリーシップ制度を開始してまいります。当事者の方からのご意見や近隣市町村等の動向を参考にしております。	C
5	要綱 第3条 第2号	もう一方の市外居住者の転入予定を3ヶ月以内としているのはなぜでしょうか。6ヶ月ほど見ても良いのではないのでしょうか。	本制度は本市独自の制度であるため、対象者は瀬戸市民となりますが、市外居住者につきましては、市内転入の猶予期間として、3か月を設けさせていただいております。	C
6	要綱 第4条	1がなくて2以下があります。「宣誓しようとするものは～」とある部分は、1ではないのでしょうか。	本要綱は、条例等と同様に全国統一のルールに従って表記しております。	D
7	要綱 第4条	申請は市職員の面前のみでしょうか。アウトティングの危険性があるため、他自治体でもあるように郵送やオンライン申請を認めた方が申請しやすいと思います。	本制度では、直接本人確認や双方の意思確認を行う必要があるため、市職員の面前にて申請をお願いしております。 プライバシー保護やアウトティング防止の観点から、申請の際は事前に予約をしていただき、個室で対応させていただきます。	C

8	要綱 第4条	具体的な場所が不明瞭であるために宣誓者のプライバシーが守られるかどうかという懸念があります。当事者の望まない形式でのカミングアウト、あるいはアウトイングに繋がらないように工夫が必要だと考えます。そのため、制度導入にあたっては宣誓者がプライバシーに配慮された場所で宣誓できることを明記すべきと考えます。	プライバシー保護やアウトイング防止の観点から、申請の際は事前に予約をしていただき、個室で対応させていただきます。 なお、上述した内容は「利用手引き」に記載させていただきます。	B
9	要綱 第6条	「市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において氏名と併せて通称名を使用することができる」とあるが、「特に理由がある」という箇所が不明瞭であると感じます。例えば、生まれた時に名付けられた名前と異なる通称名で暮らすトランスジェンダーの場合、通称名の利用によってアイデンティティを維持することができ、通称名で呼んでももらえない場合には苦痛を感じることがあります。このような切実な状況も想定し、通称名を利用する当事者の場合でも宣誓時に安心して全ての手続きを終えられるよう工夫して頂きたいです。	日常生活において使用していることが確認できる書類の提示により、通称名の使用が可能です。 なお、上述した内容は「利用手引き」に記載させていただきます。	B
10	要綱 第9条 第1項 第3号	子どもが成年に達したら解除しなければならないでしょうか。成年になっても障害があるなど、子が自立できない場合もあります。選択可能とした方がいいのではないでしょうか。	ファミリーシップ関係については、親が主体となり申請するものです。当事者の方からのご意見や近隣市町村等の動向を参考にしてみたいです。	C
11	要綱 その他	「点字」による要綱・様式等について、ご検討ください。	いただいたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	C
12	要綱 様式	宣誓者・対象者等、名前を書く欄が「氏」と「名」と二つに分けられています。市民のなかに外国籍の方もいると思いますが、不都合はないか。	いただいたご意見を踏まえ、様式を修正させていただきます。	A

1 3	制度 全般	本制度はいつから施行されるのでしょうか。今年度中の早い時期であることを望みます。	令和5年8月の導入を予定しております。	D
1 4	制度 全般	この制度をスタートするのは、とてもいいことだと思いますが、他の自治体がやりだしたからという安易な考えだとい制度になりません。この制度をつくることで、どんなことができるのか、どこが理解があるのか示すことが大切かと思ひます。同時に「ALLY（アライ）」を増やすための啓発活動もしていかなければいけないと思ひます。やるからには形だけではなく、性的マイノリティではなく「SOGI」の考えで、すべての人に関わる言葉と意識したほうがいいと思ひます。 行政が理解してくれているということは、とても嬉しいことだと思いますが、市民にも理解してもらえように啓発していくことが大切だと思ひます。	市全体の意識啓発を図るため、市職員や市民を対象とした理解促進講座を定期的で開催してまいります。あわせて、市内事業所に対しても働きかけを行ってまいります。	D
1 5	制度 全般	この度はパートナーシップ宣誓制度の導入ありがとうございます。 私は高齢の両親と瀬戸市で暮らしており、パートナーと一緒にになりたいもの瀬戸市から遠く離れる事ができないため、瀬戸市で導入の見込がなければ近隣の導入済の市へ転居するべきか悩んでいました。 瀬戸市が導入して下さるのなら、私は両親を見守れる距離でパートナーと暮らせます。 どうかこの度の制度導入を広く周知し、是非とも制度維持を心からお願い致します。	本制度は、誰もが輝くトライアングルプランⅣの基本理念に基づき、一人ひとりが多様な性のあり方を認め合い、だれもが自分らしく、いきいきと活躍し、安心して生活が送れる社会の実現に寄与するものと考えております。 また、制度導入後も、本制度を広く周知するとともに、引き続き啓発事業を実施し、LGBT等の多様な性について理解促進に努めてまいります。	D
1 6		瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入を心から支持します。 はじめに、同性同士の婚姻が認められていない日本において、性的マイノリティがパートナーや家族として認められる制度があることは非常に重要です。例えば、戸籍		D

	<p>上の性別変更をしていないトランスジェンダーの場合、パートナーと戸籍上の性別が同性になってしまうことで法律上はパートナーと見なされない現状があり、制度の導入によって性別を変えずにパートナーとして認められることは大きな一歩となります。今回の制度には法的拘束力はありませんが、瀬戸市に住んでいる（または住もうとしている）性的マイノリティのパートナーとその家族が後押しされ、瀬戸市から社会的な承認を得られます。個人が社会の中で存在を認められていると実感するためには、目に見える制度の導入が不可欠だと考えます。そして、社会的承認は性的マイノリティ当事者の心身の健康を守る上で重要であるのみならず、非当事者が瀬戸市内にすでに存在する多様性を意識し、より良い社会の在り方について考えるきっかけにもなります。また、この制度が導入されれば、瀬戸市が以前より掲げる「誰もが住みやすく誰もが輝ける」という目標を具体的に、そして明確に示すことが出来ると考えます。</p> <p>今回の制度導入に心から希望を持っております。制度の導入によって、瀬戸市が性的マイノリティに対してどのような姿勢であるのか示し、暮らしやすい瀬戸市を具体的に示して頂ければ幸いです。</p>		
--	---	--	--